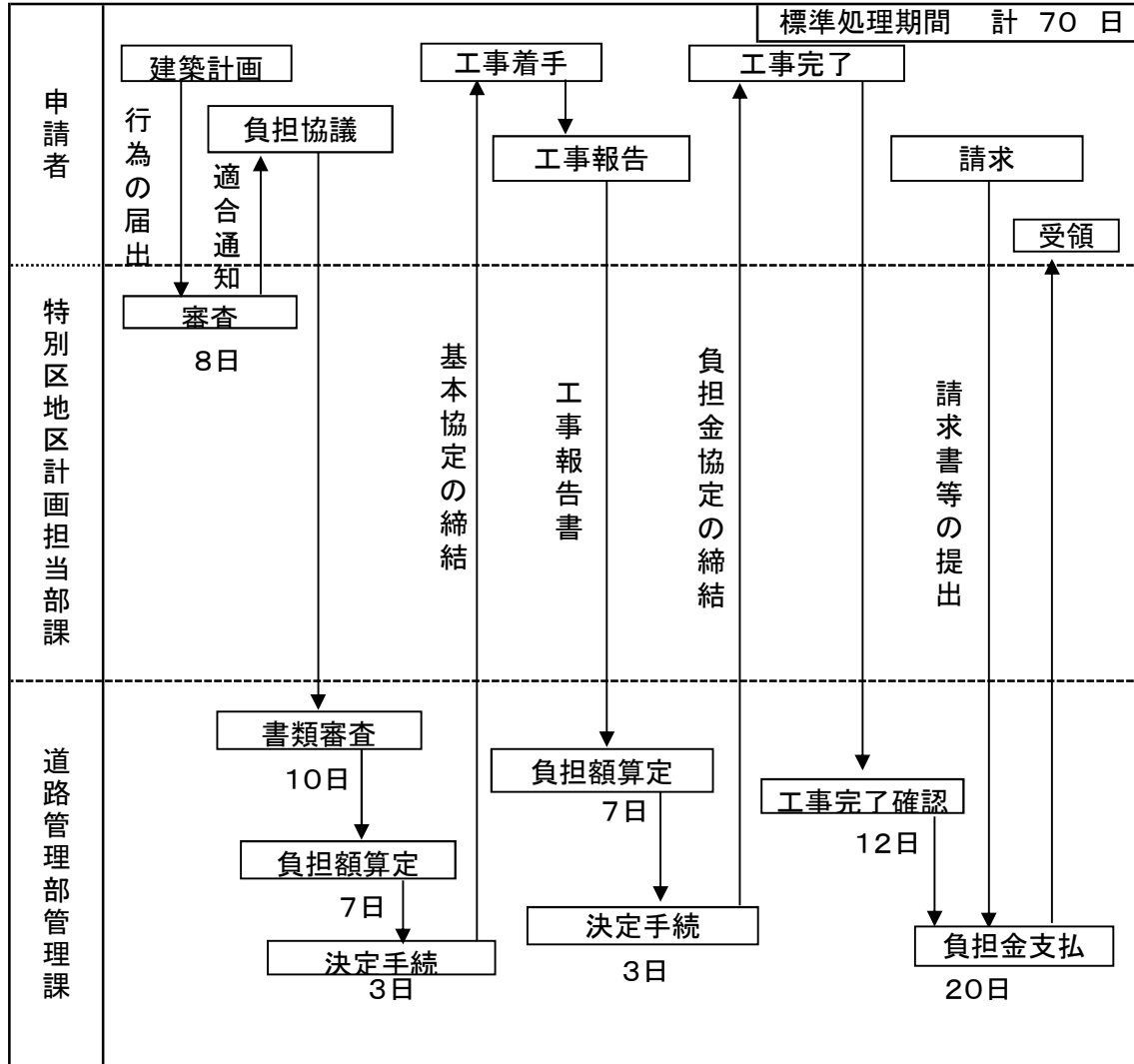


事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 緩衝建築物の建築等に要する費用の負担
 《事務処理フロー図》

作成部署 建設局道路管理部管理課沿道整備担当 電話40-436
 《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	建築計画 審査・ 適合通知	区において、沿道地区整備計画に適合しているか 審査する。
2	負担協議	負担の申出書を、道路管理部管理課に提出する。
3	書類審査	申出書の内容について審査する。
4	負担額 (限度額) の算定	現地調査を行い、申出書に記載されている現況に ついて確認し、負担額(限度額)を算定する。
5	決定手続	基本協定書の決定手続を行う。
6	基本協定 の締結	申請者と東京都で基本協定の締結を行う。
7	工事着手	工事着手届、工事報告書を提出してもらう。
8	工事報告	
9	負担額の 算定	負担金の支払い年度において、支払い金額の算定 を行う。
10	決定手続	負担金協定書の決定手続を行う。
11	負担金協 定の締結	申請者と東京都で負担金協定の締結を行う。
12	工事完了	工事完了届を提出してもらう。
13	工事完了 の確認	現地調査を行い、協定内容と工事が適合している か確認する。
14	負担金の 請求	請求書を提出してもらう。
15	支払	負担金の支払い手続を行う。